

プロポーザル方式による技術提案書作成要領
「名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託」

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

名護市では、公共用水域の水質保全と快適な都市環境の向上を目的に、名護処理区は昭和49年3月に認可面積65.85haで分流域による公共下水道事業認可を得て昭和54年4月に一部供用を開始、その後数度の事業認可変更を行い、現在の認可面積1,113.4ha、整備面積736ha（整備面積率66.1%）で令和7年度の事業完了を目指して整備を進めております。また、喜瀬・幸喜処理区は昭和63年1月に認可面積22.3haで分流式による特定環境保全公共下水道として事業認可を得て現在の整備面積21.3ha（整備面積率95.5%）で令和5年度の事業完了を目指して整備を進めています。

名護処理区については認可面積の拡大に伴い、直近3年の流入汚水量は日当たり平均13,279m³で日最大計画汚水量（20,100m³/日）の65.8%となり、今後ますます汚水量の増加が見込まれます。

一方、汚水処理関連施設の維持管理においては、供用開始当初の直営方式から民間活力を活かした委託方式へと管理手法の変更を行い、増大する施設の各種設備の効率的な運転と維持管理を行ってきた。

今後は、耐用年数超過の各種設備の適正な維持管理による設備の延命化と増大する機器のストックマネジメント計画に基づく効果的な管理手法を確立するとともに、下水道法に基づく放流水質基準を常に遵守しながら維持管理費の効率的な運転方法を確立したい。

(2) 業務の対象及び施設概要

(ア) 業務の対象

業務の対象は「名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託」特記仕様書第1条（業務場所の所在地及び名称）に記載されている施設とする。

(イ) 施設概要

施設概要は、「名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託 業務概要書」第2（施設概要）参照のこと。

(3) 業務の内容及び範囲

業務の内容及び範囲については、「名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託」業務概要書及び「名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託」特記仕様書並びに一般仕様書に明記する業務とする。

(4) 業務委託期間

令和7年6月1日～令和10年5月31日までの3年間とする。

(5) 本業務において技術提案を求めるテーマは以下に示す事項である。

業務履行期間中の基本方針及び業務の実施体制、責任区分並びに職員配置等に関する基本的な考え方を記述する、また、緊急時の社外対応態勢や連絡態勢についての要求される技術者及び監視職員などの人材育成計画に向けた取り組み等を記述する。

(ア) 業務遂行計画

①運転管理・放流水質管理基本方針

※汚泥の農地還元処理計画について提案すること

※一定量(2,000Nm³/日)の消化ガス発生方法について提案すること

②保守点検・整備基本方針

③業務実施体制(人員配置等)について

④安全衛生管理に関する体制について

(イ) 処理施設の管理手法。

①施設管理コスト縮減対策について

②小規模の修繕について

③緊急事態における対応方針について(施設機械・電気等の故障、不具合について)

④緊急時の初動対応、連絡体制、バックアップ体制について(天災時について)

(ウ) その他提案

①本市地域経済への貢献及びその他提案について

(6) 特定テーマに関する記載様式は、別紙特定テーマに関する技術提案【様式6】、【様式7】、【様式8】とし、1テーマにつきA4判10頁以内に記載する。

(7) 業務統括責任者及び中央操作監視員の配置

業務統括責任者及び監視員の配置については、「名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託」一般仕様書及び特記仕様書並びに本書を参照のこと。

(8) 業務主任者の配置

本件業務従事者の中で、各業務に精通した者を以下の通り選任し、当該業務を主体的に実施させるものとする。ただし委託者の判断による業務主任者の兼務を妨げない。

(ア) 機械主任者

機械設備機器の点検、保守業務、整備業務に精通した者で、当該業務を遂行する上で必要な技術を有すること。また下水道処理施設で2年以上又は、し尿処理施設等で3年以上の実務経験を有する者。

(イ) 電気主任者

第1種電気工事士以上の有資格者で、電気機器設備の点検、保守業務、修理業務に関して3年以上の実務経験を有すること。

(ウ) 運転操作主任者

- 下水処理施設で2年以上、又はし尿処理施設等で3年以上の実務経験を有する者。
- (エ) 水質主任者
公害防止管理者水質第3種以上3種の有資格者で、下水処理施設で2年以上、又はし尿処理施設等で3年以上の実務経験を有する者
- (オ) 運転操作技能員
電気、機械、水質に関する技能力を有し、運転操作が行える者。
- (カ) 電気・機械技能員
電気及び機械等の知識を有し、経験及び技術能力が有る者。
- (キ) 水質技能員
下水道処理施設で2年以上、又はし尿処理施設等で3年以上の実務経験を有する者。

2. 参加表明書及び技術提案書を提出できる各条件

(1) 同種同規模業務の実施に関する要件

下水道汚水処理方法のうち、標準活性汚泥法による下水道事業認可計画に基づく施設処理能力（現有日最大汚水処理量をいう）が13,200立方メートル以上の下水道終末処理場において、平成27年度以降に3年以上継続して地方公共団体又は、地方公共団体が出費若しくは出損している団体から水処理施設及び汚泥処理設備を併せた下水道終末処理場維持管理業務（運転操作監視及び保守点検をいう。）委託を元請とし、その履行実績を有すること。但し維持管理業務委託場所は、同一処理場であることを要しない。

(2) 配置予定技術者等に関する条件

「業務統括責任者」は以下に示す要件を満たすこと。

- a) 受託予定者となりうる事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- b) 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項にいう、政令で定める資格を有する者若しくは下水道処理施設維持管理事業者登録規定（昭和62年建設省告示第134号）第3条第1項にいう下水道処理施設管理技士、又はこれと同等の資格を有する者。
- c) 下水道終末処理場の維持管理業務（運転操作監視及び保守点検をいう。）実務経験3年以上を有していること。
- d) 全ての実務経験の内、3年以上は下水道事業認可計画書に基づく処理施設能力（現有最大汚水処理水量をいう。）13,200立方メートル以上の下水道終末処理施設における実務経験期間であること。

(3) 次にあげる有資格者の各一名以上を受託後、委託業務場所に配置できること。但し兼務を妨げない。

(ア) 下水道処理施設管理技士及び同等の資格を有する者

(イ) 下水道第3種技術検定合格者

(ウ) 第1種及び第2種電気工事士

(エ) 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）

(オ) 公害防止管理者水質第3種以上

(カ) 小型移動式クレーン特別教育修了者

(キ) 玉かけ技能者

(ク) ガス溶接作業主任者

(ケ) 酸素欠乏危険作業主任者

(コ) アーク溶接特別教育受講修了者

(サ) 安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者

(シ) 床上移動式クレーン運転技能講習修了者

(4) 職員の配置及び緊急時対応

(ア) 職員の配置数

職員の配置人数は受託後において、業務統括責任者、機械・電気、水質、各主任者、中央監視員を含め、19名以上（し尿受入施設含む）を配置することが可能であること。

(イ) 配置職員の資格

配置職員総数の7割以上が名護市に住民登録があり、かつ令和7年以降、市、県民税を名護市に納税することが可能であること。

(5) 業務委託費（見積書）の提出

見積書の提出については、12ヶ月間【年額】における業務価格とし、見積額は業務価格に消費税等相当額を加算した金額とする。（P6参照ください）

なお、見積書の様式は任意とし、業務原価、諸経費、消費税相当額（10%）を明示する。

3 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成の基本事項

プロポーザルは、維持管理手法、実施体制の具体的な取組みや創意工夫に基づく施設の具体的な運営を目指す提案を求めるものであり、テーマに記載された事項からかけ離れた内容を含む技術提案書については、提出の無効や評価点数の減点に結びつく事があるので留意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式、文字サイズ等は、「プロポーザル実施要項の別紙2」に示すとおりとする。

(3) 作成に用いる言語

書類作成に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

4. 事業計画書の閲覧及び施設の見学

現有施設に係る名護市公共下水道事業計画書、完成図書の閲覧及び委託対象施設の見学については、事前の申請により可能とする。

(1) 関係図書等の閲覧

名護市環境水道部施設課内

(2) 施設見学

「名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託」一般仕様書に記載されている施設にて実施する。

(3) 閲覧及び見学の申請期間

参加表明書の発送日より技術提案書提出〆切前日までとする

(4) 閲覧及び見学期間

閲覧及び見学の期間は上記(3)の申請期間中につき可能とするが、土、日、祝日を除く9:30～16:30までとする。

5. 技術提案書提出時に提出する書類

技術提案書提出時に提出する書類は、プロポーザル実施要項4(6)②及び別紙2のとおりとする。

(1) 技術提案提出書【様式3】

(2) 会社概要書【様式2】

(3) 配置予定職員に関する調査表【様式4】

(4) 技術者及び資格者等職員数調査表【様式5】

(5) 特定テーマ1「業務遂行計画」【様式6】

(6) 特定テーマ2「処理施設の管理方法」【様式7】

(7) その他提案【様式8】

(8) 業務委託費（任意様式）

(注) 上記項目については紙ベースを複写した電子媒体（CD-R）1枚も同時に提出のこと。

(注) 上記(3)、(4)の配置予定職員及び技術者調査表において、提案書提出時において職員が不足の場合は職員の補充方法を具体的（協力会社や他会社等名）に記述してください。

6. 見積額について

見積額の算定にあたっては、次のとおりで算出しご提示ください。

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| 1) 公共下水道事業分 | 月額見積額（税抜き）× | 12ヶ月・・・① |
| 2) し尿受入れ施設分 | 月額見積額（税抜き）× | 12ヶ月・・・② |

①と②をそれぞれ明示し、その合計に消費税相当額を加算した額を提案見積額とする。

7. 業務委託契約の締結について

(1) 契約締結にあたっては、当初契約は次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|------------|---|------------|
| 1) 公共下水道事業分 | 令和7年6月1日 | ～ | 令和10年5月31日 |
| | 月額見積額（税抜き） | × | 36ヶ月・・・④ |
| 2) し尿受入れ施設分 | 令和8年1月1日 | ～ | 令和10年5月31日 |
| | 月額見積額（税抜き） | × | 29ヶ月・・・⑤ |

契約額は④と⑤合計に消費税相当額を加えた額を【総額】として契約を締結する。

(2) し尿受入施設稼働開始（試運転含む）に変更が生じた場合は、それに伴い金額増減に係る変更契約を締結する。